20　第七項から第十二項までの規定は、法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人の同条第三項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額の計算について準用する。この場合において、第七項中「同号」とあるのは「同条第三項第十一号」と、「第五項第一号」とあるのは「第九項中「第四十二条の十二の五第三項第十一号」と、「第五項第一号」と」と、「第九項において準用する第五項第一号」と、「国内新規雇用者」とあるのは「国内雇用者」と、第十一項中「国内新規雇用者」とあるのは「国内雇用者」と読み替えるものとする。

21　法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合において、当該各号に定める金額の計算の基礎となる給与等に充てるための同条第三項第四号イに規定する雇用安定助成金額があるときは、同号ロに掲げる金額は、当該各号に定める金額から当該雇用安定助成金額を控除して計算した同項第十一号に規定する比較雇用者給与等支給額とする。

一　法第四十二条の十二の五第三項第十一号イの連結事業年度の月数と同号イの適用年度の月数とが異なる場合又は同号ロに掲げる場合　第十九項において準用する第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は第六項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額

二　前項において準用する第七項又は第九項の規定の適用を受ける場合　前項において準用する第七項から第九項まで、第十一項又は第十二項第一号イの給与等支給額

第二十七条の十二の四の二第二十二項中「又は第二項の規定の適用を」を「の規定の適用を」に、「同条第三項第七号」を「同条第三項第六号」に、「継続雇用者比較給与等支給額が」を「新規雇用者比較給与等支給額が」に、「おける同条第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる」を「は、同条第一項第一号に掲げる要件を満たさないものとする」に改め、同項各号を削り、同条第二十四項を削り、同条第二十三項中「の規定」を「又は第二項の規定」に、「同条第三項第十一号」を「同条第三項第八号」に改め、同項各号中「第四十二条の十二の五第一項第三号」を「第四十二条の十二の五第一項第二号及び第二項第二号イ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項の次に次の一項を加える。

23　法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する中小企業者等の額が零である場合には、同条第二項に規定する雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるときに該当しないものとする。

第二十七条の十二の四の二第二十五項中「、第十三項及び第十五項」を「及び第二十一項」に改め、同条を第二十七条の十二の五とする。

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の五第七項」及び「、第四十二条の十二の三第十項」を削り、「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項」に改め、同条第八項を同条第十三項とし、同条第七項中「同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額」を「同項第一号イ及びロに掲げる金額」に改め、「おける同項の規定の適用について」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第三項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「第三項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「前項」を「第三項、第五項第二号及び前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項第一号中「第五項第二号ニ」を「第十項第二号ニ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　法第四十二条の十三第六項第一号イに規定する政令で定めるものは、同項に規定する法人の同号イに規定する国内雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当する者に限るものとし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者を除く。以下この項及び第五項第一号において「国内雇用者」という。）のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　対象年度（法第四十二条の十三第六項に規定する対象年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の月数と当該対象年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該前日を含む連結事業年度とし、当該前日を含む事業年度が設立の日（法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立の日をいう。以下この号及び次号イにおいて同じ。）を含む事業年度に該当する場合には当該設立の日から当該事業年度終了の日までの期間とする。以下この号及び次号において「前事業年度等」という。）の月数とが同じ場合　当該法人の国内雇用者として当該対象年度及び当該前事業年度等の期間内の各月分の当該法人の給与等（法第四十二条の十三第六項第一号イに規定する給与等をいう。次号及び第五項第一号において同じ。）の支給を受けた者

二　対象年度の月数と前事業年度等の月数とが異なる場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　前事業年度等の月数が対象年度の月数に満たない場合　当該法人の国内雇用者として当該対象年度の期間及び当該対象年度開始の日前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度とし、設立の日以後に終了した事業年度又は連結事業年度に限る。イにおいて「前一年事業年度等」という。）の期間（当該開始の日から起算して一年前の日又は設立の日を含む前一年事業年度等にあつては、当該一年前の日又は当該設立の日のいずれか遅い日から当該前一年事業年度等の終了の日までの期間。第五項第二号において「前一年事業年度等特定期間」という。）内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

ロ　前事業年度等の月数が対象年度の月数を超える場合　当該法人の国内雇用者として当該対象年度の期間及び前事業年度等特定期間（当該前事業年度等の期間のうち当該対象年度の期間に相当する期間で当該前事業年度等の終了の日に終了する期間をいう。）内の各月分の当該法人の給与等の支給を受けた者

4　法第四十二条の十三第六項第一号イに規定する政令で定める金額は、法第四十二条の十二の五第三項第十号に規定する雇用者給与等支給額のうち法第四十二条の十三第六項第一号イに規定する継続雇用者（次項各号において「継続雇用者」という。）に係る金額とする。

5　法第四十二条の十三第六項第一号ロに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　第三項第一号に掲げる場合　法第四十二条の十三第六項に規定する前事業年度等に係る給与等支給額（当該法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同項第一号イに規定する支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号イに規定する支給額）をいう。次号及び第三号において同じ。）のうち継続雇用者に係る金額

二　第三項第二号イに掲げる場合　法第四十二条の十三第六項に規定する法人の同号イに規定する前一年事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前一年事業年度等の前一年事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）の合計額に同号イの対象年度の月数を乗じてこれを前一年事業年度等特定期間の月数の合計数で除して計算した金額

三　第三項第二号ロに掲げる場合　法第四十二条の十三第六項に規定する法人の同号ロの前事業年度等に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前事業年度等の同号ロに規定する前事業年度等特定期間に対応する金額に限る。）

6　法第四十二条の十三第六項第二号イに規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

7　法第四十二条の十三第六項第二号イに規定する政令で定めるものは、棚卸資産、法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券（以下この章において「有価証券」という。）及び繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第十三条各号に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。